

(別紙)

維持管理の計画書

厚生省令第12条の6（産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理基準）

	基 準	計 画
1	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	ポテトファイバー、汚泥、CFSプロテン及び焼却灰の水分及び組成を定期的に分析します。
2	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	投入前に計量を行い投入量制御を行っております。また、過負荷の場合は、自動的に焼却炉の安全装置が働き設備の運転を停止します。
3	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	施設のプロセスに異常な事態が発生した場合は、自動的に施設が停止します。また、施設を定期巡視することにより、異常な事態の早期発見に努めます。
4	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	半年に一度施設の定期点検を実施します。（各機器については、日常点検を行います。）また、廃熱ボイラ・専焼ボイラは、年一回の性能検査（労基検査）を行います。
5	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	焼却炉は 800 度以上の高温で廃棄物を焼却するので悪臭は完全に分解されます。また、焼却灰は、高い集塵効率を持つバグフィルタにより集塵・捕集されるため系外への灰の飛散はありません。また、焼却炉内を負圧にして運転することで焼却物が機外への噴出防止をします。
6	蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清掃を保持すること。	構内に設置の散水栓及び排水溝を設け、槽内を清潔に維持します。
7	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音・振動を発生する機器（ファン・ブロワ）は、強固な基礎を設けた防音室内に設置し、周辺への騒音・振動の伝達を防止します。
8	施設から排水を放流する場合は、その水質の生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	澱粉工場排水施設で処理します。
9	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	毎日、運転日報（運転記録）及び点検記録を作成し、三年間保存します。

	基 準	計 画
1	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	本施設では該当しません。
2	燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの厚生大臣が定める焼却施設にあっては、この限りではない。	廃棄物の燃焼室の投入は、マテリアルシール方式にて外気と遮断できる投入機で定量ずつ連続的に投入します。
3	燃焼室中の燃焼ガス温度を摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設においては千百度）以上に保つこと。	焼却炉は助燃装置等により自動的に燃焼室の温度制御を行います。
4	焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。	燃焼室での滞留時間を十分に確保しており、熱しゃく減量は十パーセント以下になります。
5	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	オイルバーナ及びオイルガンにより炉内の昇温を行います。
6	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽くすこと。	廃棄物の投入停止後、一定時間炉内温度を維持し、燃焼室内に未燃物を残しません。
7	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	連続測定器を用い、測定及び記録します。
8	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。	廃熱ボイラにより集じん器入口で排ガス温度を二百度にします。
9	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	連続測定器を用い測定し、記録します。
10	冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	スートブロー及び灰出装置によりばい塵を排出します。
11	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百となるようにごみを焼却すること。	燃焼管理（燃焼室温度）を行い、一酸化炭素の濃度が百万分の百となるよう廃棄物の焼却をします。
12	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	連続測定器を用い、測定及び記録します。
13	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること	燃焼管理（燃焼室温度）を十分に行うとともに、食品残渣（ポテトファイバー及び食品排水汚泥）は、塩化水素を殆ど含んでいないためダイオキシン類発生濃度は排出規制値以下となります。

	基 準	計 画
14	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量及びばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	ダイオキシン類については年1回、ばい煙量及びばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）は6ヶ月に1回測定し、記録します。
16	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	バグフィルターを用い有害ガスを除去し、生活環境保全上の支障が生じないようにします。
15	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りではない。	流動床式焼却炉により焼却処理を行うため、ばい塵のみの処理となります。補集したばい塵は、灰ホッパへ貯留します。
17	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	建築基準法に基づく設備を設けます。